

保存期間：10年
（2030年末）
令和2年10月27日

資料	5-2
----	-----

国税審議会議事規則等改正案

○ 国税審議会議事規則

新	旧
<p>(会議の招集)</p> <p>第1条 会議は、会長が招集する。</p> <p><u>2 会長は、委員及び議事に関係のある臨時委員に対し、情報通信機器を利用した会議の出席を認めることができる。</u></p> <p>3 会議は、分科会において処理した事項について当該分科会から報告を受けるため、及び税務行政の在り方等について意見を交換するため開催するほか、会長が必要があると認めるときに開催する。</p> <p>4 会長は、会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び議事内容等を委員に通知するものとする。</p> <p><u>(議決)</u></p> <p><u>第2条 国税審議会令第6条第7項、第7条第6項及び第8条第1項の規定にある「議決」については、情報通信機器を利用して行われたものも含むこととする。</u></p> <p><u>(緊急時の議決の特例)</u></p> <p><u>第3条 会長は、特に緊急の必要があると認められるときは、情報通信機器その他の方法により議決を求めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。</u></p> <p>(会議の総括)</p> <p>第4条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第1条 会議は、会長が招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 会議は、分科会において処理した事項について当該分科会から報告を受けるため、及び税務行政の在り方等について意見を交換するため開催するほか、会長が必要があると認めるときに開催する。</p> <p>3 会長は、会議を招集するときは、あらかじめその日時、場所及び議事内容を委員に通知するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(会議の総括)</p> <p>第2条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。</p>

(分科会への付託)

第5条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、会長が分科会に調査審議させることが適当と認めた事項について、これを分科会に付託することができる。この場合において、審議会は、会長が適当と認めた場合に限り、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第7条 会議は、非公開とする。

- 2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事項を議事内容とするもので、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 国税審査分科会に属すべき委員は10人以内とし、税理士分科会に属すべき委員は5人以内とし、酒類分科会に属すべき委員は10人以内とする。

- 2 税理士分科会に属すべき試験委員及び懲戒審査委員の数は、税理士分科会の定めるところによることとする。

(分科会への付託)

第3条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、会長が分科会に調査審議させることが適当と認めた事項について、これを分科会に付託することができる。この場合において、審議会は、会長が適当と認めた場合に限り、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第4条 会長が必要があると認めるとき又は会議において議決したときは、関係行政機関の職員及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第5条 会議は、非公開とする。

- 2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事項を議事内容とするもので、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第6条 国税審査分科会に属すべき委員は10人以内とし、税理士分科会に属すべき委員は5人以内とし、酒類分科会に属すべき委員は10人以内とする。

- 2 税理士分科会に属すべき試験委員及び懲戒審査委員の数は、税理士分科会の定めるところによることとする。

<p>(雑則)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項のうち、分科会の招集手続等重要な事項は会長が国税審議会に諮って定めることとし、その他の事項は会長が定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項のうち、分科会の招集手続等重要な事項は会長が国税審議会に諮って定めることとし、その他の事項は会長が定める。</p>
--	--

○ 国税審査分科会議事規則

新	旧
<p>(国税審議会議事規則の準用)</p> <p>第2条 国税審議会議事規則第1条第1項、<u>第2項及び第4項</u>、第2条、<u>第3条</u>、第4条、<u>第6条</u>並びに<u>第7条</u>の規定は、分科会の招集、<u>議決、緊急時の議決の特例</u>、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(国税審議会議事規則の準用)</p> <p>第2条 国税審議会議事規則第1条第1項及び第3項、第2条、第4条並びに第5条の規定は、分科会の招集、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p>

○ 税理士分科会議事規則

新	旧
<p>(懲戒審査委員の人員)</p> <p>第4条 分科会の懲戒審査委員の推薦については、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験のある者のうちから各2人ずつを充てるものとし、その選考については各分野ごとに次の方針による。</p> <p>一 国税又は地方税の行政事務に従事する職員</p>	<p>(懲戒審査委員の人員)</p> <p>第4条 分科会の懲戒審査委員の推薦については、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験のある者のうちから各2人ずつを充てるものとし、その選考については各分野ごとに次の方針による。</p> <p>一 国税又は地方税の行政事務に従事する職員</p>

税理士の監督等の事務を所掌する国税庁長官官房総務課長及び総務省自治税務局企画課長の職にある者又はこれに準ずる者

二 税理士

日本税理士会連合会の役職経験者で、人格高潔な者

三 学識経験のある者

税理士の懲戒処分について必要な学識経験を有する者で、人格高潔な大学教授及び弁護士

(懲戒審査委員の審査)

第6条 懲戒審査委員による審査は、懲戒審査委員の過半数が出席しなければ行うことができない。

2 分科会長は、懲戒審査委員に対し、情報通信機器を利用した懲戒審査委員の審査への出席を認めることができる。

3 分科会長は、特に緊急の必要があると認められるときは、情報通信機器その他の方法により懲戒審査委員の審査を行うよう求めることができる。

4 懲戒審査委員の審査に当たっては、委員の互選により座長を定めて行う。

5 懲戒審査委員は、処分の可否（処分原因である事実に対する法令適用の可否の審査を含む。）及び処分内容について審査を行う。

6 座長は、審査の結果を取りまとめ分科会長に報告する。

7 第三項の規定により審査された事項については、座長は次に開かれる懲戒審査委員の審査において当該審査の結果について報告するものとする。

(国税審議会議事規則の準用)

第7条 国税審議会議事規則第1条第1項、第2項及び第4項、第2条、第3条、第4条、第6条並びに第7条の規定は、分科会の招集、議決、緊急時の議

税理士の監督等の事務を所掌する国税庁長官官房総務課長及び総務省自治税務局企画課長の職にある者

二 税理士

日本税理士会連合会の役職経験者で、人格高潔な者

三 学識経験のある者

税理士の懲戒処分について必要な学識経験を有する者で、人格高潔な大学教授及び弁護士

(懲戒審査委員の審査)

第6条 懲戒審査委員による審査は、懲戒審査委員の過半数が出席しなければ行うことができない。

(新設)

(新設)

2 懲戒審査委員の審査に当たっては、委員の互選により座長を定めて行う。

3 懲戒審査委員は、処分の可否（処分原因である事実に対する法令適用の可否の審査を含む。）及び処分内容について審査を行う。

4 座長は、審査の結果を取りまとめ分科会長に報告する。

(新設)

(国税審議会議事規則の準用)

第7条 国税審議会議事規則第1条第1項及び第3項、第2条、第4条並びに第5条の規定は、分科会の招集、総括、関係者の出席及び公開について準用

<p><u>決の特例</u>、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 国税審議会議事規則第1条第1項及び第4項並びに第7条の規定は、懲戒審査委員の招集及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「懲戒審査委員の審査」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 国税審議会議事規則第1条第1項並びに第3項及び第5条の規定は、懲戒審査委員の招集及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「懲戒審査委員の審査」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。</p>
--	---

○ 酒類分科会議事規則

新	旧
<p>(国税審議会議事規則の準用)</p> <p>第4条 国税審議会議事規則第1条第1項、<u>第2項及び第4項</u>、第2条、<u>第3条、第4条、第6条</u>並びに第7条の規定は、分科会の招集、<u>議決、緊急時の議決の特例</u>、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」又は「部会」と、「会長」とあるのは「分科会長」又は「部会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(国税審議会議事規則の準用)</p> <p>第4条 国税審議会議事規則第1条第1項及び第3項、第2条、第4条並びに第5条の規定は、分科会及び部会の招集、総括、関係者の出席及び公開について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「分科会」又は「部会」と、「会長」とあるのは「分科会長」又は「部会長」と読み替えるものとする。</p>